主 文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理 由

被告人本人及び弁護人古関三郎の各上告趣意について。

所論は、何れも刑訴四〇五条に定めている上告理由に当らないから、採ることを 得ない。

よつて同四一四条、三八六条一項、一八一条に従い主文のとおり決定する。 この決定は裁判官全員の一致した意見である。

昭和二六年三月八日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	眞	野			毅
裁判官	澤	田	竹	治	郎
裁判官	燕	藤	悠		輔
裁判官	岩	松	Ξ		郎